

第650回 統計審議会議事録

1 日時

平成19年6月8日（金） 13:30～14:15

2 場所

総務省第1特別会議室 中央合同庁舎2号館8階

3 議題

(1) 部会報告

①第21回及び第22回産業分類部会

②第83回鉱工業・建設統計部会、第134回運輸・流通統計部会及び第88回企業統計部会合同部会

(2) その他

4 配布資料

(1) 部会の開催状況

(2) 平成19年4月指定統計・承認統計・届出統計月報（第55巻・第4号）

(3) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】美添会長、舟岡委員、新村委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員、若杉委員、小原委員、永瀬委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省橋口政策統括官、同犬伏統計審査官、同小林統計審査官、同吉田調査官

6 議事概要

(1) 部会報告

①第21回及び第22回産業分類部会

②第83回鉱工業・建設統計部会、第134回運輸・流通統計部会及び第88回企業統計部会合同部会

美添会長）初めに、現在諮問されている案件について、部会の開催状況の報告をいただく。

5月18日と25日に第21回及び第22回の産業分類部会が開催され、諮問第320号「日本標準産業分類の改定について」について議論がなされている。この報告を産業分類部会の舟岡部会長に願います。

舟岡委員）第21回産業分類部会及び第22回産業分類部会の審議概要について報告する。

まず、第21回産業分類部会における主な意見と議論を中心に報告する。資料1の1ページを参照していただきたい。

第21回産業分類部会では、大分類P－医療、福祉、大分類O－教育、学習支援業、サービス業の分割案、本社等の管理事務、補助的経済活動、その他について審議した。この順に従って、審議の概要について報告する。

大分類P－医療、福祉については、前回の改定でLサービス業から分離し、大分類と

して新設されたものであり、「医療業」、「保健衛生」、「社会保険・社会福祉・介護事業」の3つの中分類からなっている。今回改定案においては、前回の改定から、法令等の改正に伴う分類項目名と内容例示の変更等や分類項目の移動はあるが、大きな改定とはなっていない。

改定案等について説明した後、審議が行われ、「医療、福祉」の改定案については、おおむね了承された。

現行分類では、小分類「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」の中に細分類「訪問介護事業」が含まれているが、訪問介護事業は、障害者を対象としたものもあるので、小分類「老人福祉・介護事業」に含めるのは適当でないとの考えに立っていた。訪問介護事業所に確認したところ、近年では大半は高齢者を対象とする事業所であって、障害者だけを対象とする事業所はほとんどないという実態が明らかになり、これを踏まえて、「訪問介護事業」を「老人福祉・介護事業」に移行した。それについては、適当とされた。

小分類「病院」は「一般病院」、「精神科病院」、「結核病院」の3つの細分類に分かれているが、結核病院については数が非常に少なくなっているのではないかという質問があった。もし数が僅少である場合には、分類を立てたとしても結果表章においてX表示とせざるを得なくなり、結果的に不都合が生じることが懸念される。また、4年前から病院は一般病院と療養型病院の2つに区分されることになったが、こうした分類を起こす必要があるのではないか、という意見があった。現状では、通常の病院についても、一般病床、医療療養病床、介護療養病床の3つが併置されているケースもあり、その実態を的確に把握し、次回にその結果報告を受けて、改めて病院についての分類の設定を検討することとなった。

それから、大分類〇ー教育、学習支援業については、「医療、福祉」と同様に、前回の改定でLサービス業から分離し、大分類として新設されたものであり、「学校教育」と「その他の教育、学習支援業」の2つの中分類からなっている。

「教育、学習支援業」の改定案は、学校教育法等の改正案を受けたもので、改正内容に合わせて分類項目名と説明文、そして配列順を変更する内容となっており、おおむね適当と了承された。

この審議の過程で出された意見は、①から③までに示してあり、簡単に紹介する。「教育、学習支援業」に分類されている活動の中には、「教育」と「娯楽」のどちらに分類するのが適切か迷うようなものがある。例えば、茶道とか華道等には趣味という側面もあるが、礼儀作法を学ぶといった教育的な側面もあり、その区分けは難しい。意見交換の中で「教育」と「娯楽」の区分については、大まかに言うと、「教育」は受け手に知識や技術を取得させるものであって、「娯楽」は受け手が楽しむためのものと捉えるのが適当ではないか、との考えも示された。

大学入試センターと大学評価・学位授与機構については、現行分類では、独立行政法人化に対応して分類すべき適当な分類項目がなかったという経緯があり、やむなく、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に分類されている。これらの事業所は本来、大学が行うべき活動の一部を担っている組織であって、大分類「教育、学習支援業」の「学校教育」と「その他の教育、学習支援業」のいずれかに位置づける必要があるのではないかとこの意見をめぐって議論した。その結果、高等教育機関を支援する事業所を的確に把握するため、中分類「学校教育」の中に「その他」という項目を新たに分類として設けて、そこに分類することが適当であろうとの結論で決着し、再度検討することとした。

サービス業の分割案については、第21回の部会では結論を得るに至らず、引き続き継続して審議することになった。

部会で提示された主な意見を紹介する。まず、「他に分類されないサービス業」の分割の方向については、適当との考えに集約された。現行の「Qーサービス業（他に分類されないもの）」から「学術研究，専門・技術サービス業」と「生活関連サービス業・娯楽業」を分離し、2つの大分類として新設する。「物品賃貸業」については、「不動産業，物品賃貸業」の大分類に移行することになっているので、これら大分類が新設されるに伴い、「他に分類されないサービス業」には、廃棄物の処理、物品の整備・修理、企業へのその他の支援サービス、政治・経済・文化団体、宗教、会員等に対する情報等の提供・支援、外国公務等といった、どこにも分類することが適当でない活動が結果として残ることになり、全体としてすっきりした体系になったと理解している。

「学術研究，専門・技術サービス業」には、「デザイン業」、「著述・芸術家業」、「写真業」が分類され、その中には個人で活動しているものが数多く含まれるが、これらについては、個人がどのように意識するかで「芸術家業」に分類されたり、あるいは「写真業」、「デザイン業」に分類されたりするので、これらを1つの小分類にまとめても良いのではないかと、その方が全体としての的確に捉えることになり適当ではないかとの意見があった。

それから、「専門サービス業」の中に「法律事務所，特許事務所」、「公証人役場，司法書士事務所」と並んで「獣医業」が設けられているが、これはやや異質な感じがするとの意見があった。

それから、小分類「その他の専門サービス業」の中の細分類の「社会保険労務士事務所」と「行政書士事務所」について、有資格者の数を調べるとかなり多くて、現行分類で小分類として設けている「公証人役場，司法書士事務所」や「公認会計士事務所，税理士事務所」と比べても、ほとんど量的に大きな差はない。したがって、これらを小分類に格上げする必要があるのではないかと、その際、「行政書士事務所」と「公証人役場，司法書士事務所」を1つの分類とするとか、いろいろな分類の仕方について検討する必要があるとの意見があった。

「生活関連サービス業，娯楽業」については、現行分類で「教育，学習支援業」に含まれている活動の中には、「娯楽業」と区別しがたいものがある。今回、「他に分類されないサービス業」から「生活関連サービス業，娯楽業」を分離、新設するのであれば、「娯楽業」と「教育，学習支援業」の境界を明確に区分する必要があるが今まで以上に出てくると思うが、ここについてどう考えるか。具体的には、例えばスポーツ施設等を提供することが主なサービス内容であるスポーツ・健康教授業やフィットネスクラブについては「娯楽業」に分類することが適当ではないかという意見があった。これらについては、次回の部会で引き続き審議することとされた。

それから、「他に分類されないサービス業」の残りには、物品の修理とか整備が含まれるが、その中で、自動車の修理については、実際は自動車販売店等においても行われているので、「自動車整備業」とどのように区分するかについて、経済産業省から整理して説明してほしいとの要望があった。

「広告業」については、現行分類では、他に分類されないサービス業に分類されているが、インターネット広告等の新しい広告媒体・手法が出現してきている等を踏まえると、「大分類Gー情報通信業」に置く必要はないかとの意見があり、これについては改めて詳細に検討する必要があるとした。

本社等の管理事務、補助的経済活動については、事務局から説明があった後、沖中専門委員、小林専門委員から書面で意見が出されており、これについて紹介したが、時間の都合もあり具体的な審議は次回部会に移すこととした。

その他については、第20回産業分類部会における「飲食サービス業」の審議の中で出された意見に基づき分類名称と総説の説明書きを修正した改定修正案について説明があ

った。当初改定案では分類名称を「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」としていたが、「持ち帰り飲食サービス業」と変更して、「移動店舗型」を名称から省くこととし、これについては総説の修正と併せて了承された。

「卸売業・小売業」については、第23回の産業分類部会で検討することを予定しているが、その検討のための材料として私が作成したメモを提出し、説明した。

以上が、第21回の産業分類部会の結果概要である。

続いて、第22回産業分類部会における主な意見と議論を報告する。資料1の4ページをご覧ください。

第22回の産業分類部会は、大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類D－建設業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類E－製造業、第21回に引き続き、本社等の管理事務、補助的経済活動について審議した。

大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類D－建設業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業については、改定案についておおむね了承された。

「鉱業、採石業、砂利採取業」への名称変更については、一般に「鉱業」をイメージする金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業のウェートは最近では非常に低くなって、これらの民営事業所を合わせても事業所数の構成比で全体の5%未満に過ぎず、名称を実態に合わせるよう変更したものである。

「建設業」については、日本の分類は業態ごとに細かく区分されている。国際標準産業分類あるいは北米産業分類と比較してもかなり細かいが、これについて、今回直ちに直視することはできないが、中長期的にその体系全体について検討していく必要がある、という意見が出された。

「電気・ガス・熱供給・水道業」については、現行分類で本社、営業所等の事業所が「電気業」と「ガス業」について細分類で設けられている。これについて、今回改定で、原則としてすべての産業に設けることを予定している「管理、補助的経済活動を行う事業所」といかに調整するかについて、今後、引き続き検討することとされた。

製造業については、中分類の新設等を内容とする改定案の分類体系については、おおむね了承された。ただし、最新の工業統計調査の結果を参考にして、量的基準に照らして分類項目を統合・分割・新設・廃止することについては、次回以降の部会で審議することとされた。

今回改定で新設した中分類の「汎用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」の名称について、より適切な名称を検討したが、なかなか良いアイデアが出てこず、引き続き次回以降の部会で検討することとなった。

部会で出された主な意見について、3つ記している。今回の改定案は、旧密新疎になりがちな製造業において、生産方法の革新、用途の多様化等を踏まえて、機械製造業について中分類を大幅に再編したもので極めて適当との意見があった。ちなみに「繊維工業」と「衣服その他の繊維製品製造業」は、1つに統合して中分類「繊維工業」としている。

集積回路について、現行分類では小分類「電子部品・デバイス製造業」の下位の細分類「集積回路製造業」として設けられているが、従業者の規模でも、出荷額でも、非常に大きなウェートとなっている。さらに、その製造工程は、非常に簡単なものからソフトウェアを組み込んだカスタムLSI等の複雑なものまであって、これらに対応した分類を設置する必要はないかという意見が出された。

それから、製造工場が店舗を介さずにインターネット等を通じて直接消費者に販売するといった事業形態がふえてきたが、現行分類の考え方では製造小売の扱いになるため小売業に分類される。これについては以前に説明したが、今回改定から無店舗での製造小売は製造業とするという原則を改めて確認したが、そのような扱いは適当であるとの

意見が出された。

それから、「管理、補助的経済活動を行う事業所」を設けることについては、おおむね了承された。原則として、すべての中分類ごとに設けることを確認しているが、設けることが適当でない中分類も当然予想されるので、それについては改めて検討することとされた。なお、「自家用倉庫」については、改定案では、すべての中分類の中の小分類の下に「自家用倉庫」を設けることとされたが、「卸売業、小売業」以外の産業では、その事業所数が非常に少ないという実態が確認されたので、それらの産業では「補助的経済活動を行う事業所」に含めることが適当ということでおおむね了承された。ただし、これについては改めて確認する必要があるとし、引き続き、持株会社の扱いとの関連の中で審議することとした。

その効率的な審議のために、関係府省庁に、所管する産業について調べて報告をお願いしてある。1つは、会社形態による経営があり得ない産業、あるいはあっても数が少ない産業。2つ目は、「卸売業、小売業」以外に「自家用倉庫」を設ける必要が特別にある産業。3つ目が、補助的経済活動と持株会社の活動内容の3点についてである。

部会の中で出された意見について、主なものを報告する。①から⑦まで記されているが、これには前回の第21回の部会で提出された小林専門委員と沖中専門委員のメモからいただいた意見が含まれている。

小林専門委員は、製造業を対象として、管理事務を整理する上で意見を出されているが、業務を現業か非現業に分け、非現業を管理事務とする、そういう考え方が非常に理解しやすい。その際、非現業の範囲を広くとった方が適当だ。例えば、非現業の業務として、企画、広報、経理、人事等が一般には理解されているけれども、このほかにも実態からすると研究開発、資材の調達等も非現業に近いと考えるという意見であった。

現業と非現業のいずれも行っている場合、どちらからの付加価値が多いかについて判断に迷う場合は、人件費とか人員がより多い・少ないは一つの有効な基準になるのではないかという、意見があった。

純粋持株会社の中には法務、人事管理等を行う会社があつて、アクティビティは本社等の管理事務に似ているものがある。純粋持株会社によっては、資金を調達して、それをグループ企業に貸し付けているケースがあつて、改定案のように、純粋持株会社を「学術研究、専門・技術サービス業」に位置づけたとした場合、金融統計において、資金を調達した産業が「学術研究、専門・技術サービス業」になって適当ではないという意見があった。それに対して、ほかに事業活動を持たない大半の純粋持株会社の従業員数は、調べてみると、10名から30名程度であつて、そして何らかの事業活動を、例えば資金調達等を行う純粋持株会社は数が少ない。200名から300名の従業員規模の純粋持株会社は、あることはあるが、それは非常に大きな規模の企業であつて、従業員の構成比でいうと全体の1%にはるかに満たない状況にある。

それから、金融持株会社も含めて、純粋持株会社の勘定科目の立て方はほぼ類似していて、そういう観点からいうと、純粋持株会社の活動は非常によく似ている。もし金融持株会社を金融業に分類することになると、金融業のB/Sの集計が金融持株会社についてほぼ重複して計上されることになって、持株会社が増えるに従って、それによってあたかも見かけ上の資産・負債が膨らむことになり、統計の利用上、適当ではない。実際、金融持株会社等について問い合わせたところ、金融業と認識していないとの回答をいただいているという意見もあった。

さらに、純粋持株会社を通じた資金調達があつても、そのケースは数が少なく、その場合についても子会社による資金調達は統計上に表れる。純粋持株会社が資金調達を行って資金を貸し付けるというのは、言ってみれば、商社金融とよく似た機能と類似しているのではないか。

純粋持株会社を主たる子会社の活動によって無理矢理どこかの分類に入れるとすると、分類そのものが統計から見えにくくなるので、別項目を設けて分類の方が統計結果を適切に利用できるとの意見があった。

以上が、第22回の産業分類部会の結果の概要についてである。なお、次回は6月22日から「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「複合サービス事業」、「卸売業、小売業」及び「その他」を議題として審議する予定である。報告は以上である。

美添会長) 大変な内容について報告いただいたが、質問、意見等をお願いします。

永瀬委員) 私は介護とか保育とか、そういったケア活動に大変関心を持っているが、特に2000年の介護保険ができてから、この分野では急速にいろいろな事業所ができてきており、今回、一般病院と療養型病床とを分けたらどうかという提案を伺って、類似のものとして、例えば老人保健施設とか、あるいは今、有料老人ホームが大変増えてきており、それから特養、グループホーム、そういったものがかなり病院と介護との間で類似のものが出ていて、しかも急速に伸びている。その辺がとらえられると大変いいかなというふうに問題意識として思った。

あともう一つ、ここには取り上げられていない保育だが、大抵、保育を調べようと思うと、まず幼稚園の方は教育の方からとってきて、保育の方は保育の方からとってくるということがあって、かつ、保育も今はいろいろなものが出ていて、認可の保育のほか、例えば東京都だと認証保育とか、そのほか、自治体の助成がついている保育と、全く助成がついていないベビーホテル型の保育と、それから施設じゃなくてももう少し家庭のようなどころで行われているような保育と、幼児教室のような体裁をとりながら、実は保育機能を持っているような保育と、そういうのがいろいろあって、かつ、幼稚園と保育園の中間型施設としての認定こども園というのも今度制度化された。幼稚園と保育園とを利用者という視点で合わせるといのはかなり大きな課題なので、そう簡単にはいかないのではと思うが、そういった問題意識で少し分類のことは見ていただくと、また利用者としてはやりやすいのではないかなというふうに思った。

美添会長) 検討状況を紹介いただけるか。

舟岡委員) 前回の改定のときに、保育所と幼稚園は近いところに配置した方が良いのではという意見を受けて検討したが、幼稚園は学校教育法の縛りのかかる「学校教育」に、保育所は「医療、福祉」に分類せざるを得ないとの結論になった。法の縛りで学校教育という分類を立てているので、そこを超えて別のものを取り入れるのはなかなか難しいところがあるのかなと理解している。

一般病院については、これからさらに療養型病院を区分することが適切かどうかについては、結果データを見て検討することになると思う。療養型の病院についても、医療保険が適用される病床と介護保険が適用される病床の2つのタイプがあって、介護保険が適用される病院については、永瀬委員の指摘のように一般病院に分類することが適当なのか、あるいは「社会保険・社会福祉・介護事業」の老健施設や特養老人ホーム等との類似性が高くて、それらと同一の分類としたほうが良いのではという意見もあるかと思う。これについては次回以降に医療福祉を検討する中で議論したいと思うが、これについても、病院は法律で定められている範囲があるので、そこを超えて分類するのはなかなか難しいところもあるのかなと理解している。若杉委員、何か補足していただけることがあるか。

若杉委員) 部会長が大変丁寧に説明されたので、特段ないが、介護に関しては、最初の議論で私も問題提起をしたことがある。

分類をどういうレベルにするかという問題はあるが、介護施設の中に幾つかの種類があり、細分類の段階では確か入っているのではないかというふうに思うので、全く分類されていないということではないと思う。

美添会長) 今の病院の点、ちょっと確認させてほしいが、厚生労働省で実施している医療施設調査は法で定められた名称を使っていて、それに対応する形で今回の分類案がつくられていると、こういう理解でよろしいか。

舟岡委員) 分類項目の名称は法に則って変更する。

美添会長) 例えば精神科病院という類についてはどうか。

舟岡委員) それについては、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律によって法令用語が「精神科病院」となったことによるもので、従来の「精神病院」から「精神科病院」へと名称変更している。

美添会長) ほかに質問があったらお願いします。

小原委員) 非常に基本的なことなのだが、純粋持株会社の勘定科目の立て方ということのところだが、例えば銀行グループの場合はどういうふうに銀行グループをばらばらに分類していくかということを知りたいが、持株会社として立つのは、例えば三井住友フィナンシャルグループの持株会社単体ということになるということで、それ以外の分類のところには銀行とかカードとか全部、要するに単独決算のものがずっと並んでいくという考え方でいいのか。

舟岡委員) はい。日本標準産業分類は事業所を分類する基準です。純粋持株会社は通常1企業1事業所のケースが大半であり、純粋持株会社本体については、専門サービス業に分類される。子会社については、子会社の本社事業所と傘下の事業所それぞれが行う事業内容によって各事業所を格付することになるので、金融持株会社の傘下の企業・事業所については、その多くが金融保険業に分類される。

小原委員) 決算を見てみると、フィナンシャルグループとしての連結というものがあって、それをばらばらにしていく、その1つが単体の持株会社ということでしょうか。

舟岡委員) はい。例えば、三井住友フィナンシャルグループだと、単体の財務諸表と連結財務諸表がある。

小原委員) はい。

舟岡委員) 単体の財務諸表に相当する活動が専門サービス業に分類される。セグメントごとの子会社等の活動については、それぞれの事業内容に合わせた形で分類されるということです。

小原委員) 例えば、子会社の銀行業の下に、またさらにカード業というものがあつた場合には、その分類もまた銀行全部じゃなくてばらばらに全部入っていくということか。

舟岡委員) 「その他金融業」に分類されることになる。

小原委員) 絶対に重複しているところはないということになるということになるのか。

舟岡委員) 要するに、物理的な1区画を占めて、そこで行われている経済活動はどこかの産業に分類されるという意味からも、重複はありません。

美添会長) 三輪委員、お願いします。

三輪委員) これから議論をされるところでもあると思う「広告業」である。「広告業」とは、例えば、ちんどん屋みたいなのを考えているのと、いろいろなものを媒介するようなブローカーみたいなものとか、「広告業」ということから考えるイメージがばらばらで、何に注目するかということで、それは相当変わると思う。

広告に関するものだということになってくると、収入をどこから得ているか。例えば、ヤフーとか新聞なんていうのは、みんな「広告業」になっている。そうすると、広告というときに、広告に利用する手段の話をしているのか、コンテンツの話をしているのか、それに関係するどういうビジネスをやっているかということで、「広告業」の切り方がいろいろありますので、これをどうするかというのは、多分5年ぐらい前のときにどうしようかという話をしたような記憶がある。

もしもこれを、例えば「情報通信」に入れるという話になると、「情報通信」のもと

もとの切り方で苦勞したところと、「広告業」の切り方の整合性をどうするかというや
やこしい話があって、どうすればいいかはよく分からないが、そもそも「広告業」とい
う切り方がちょっと、ある現象に注目していて、ちょっとディスプレイとして余りはっ
きりしていないんじゃないかという感じもあり得ると思う。

「広告業」というのは昔からある切り方で、何かあるようなイメージがあるが、昔、
ちんどん屋から始まったとすると、今のブローカーみたいなどころまでずっと変わって
いる。その後、全部、依然として「広告業」と呼んでいるところに、ひょっとすると問
題がある可能性があって、5年前にも苦勞したことは今も苦勞をされていて、これはう
まい落としどころがあればというふうに思うが、これを「情報通信業」の中に入れるか
どうかということはこれから検討されるということはあるが、これは相当厄介なことで、
入れてしまうと今度は「情報通信」の切り方が崩れる可能性がある。

舟岡委員) 「広告業」については、前回の改定では「情報通信業」の審議でかなりの時間を要し
たこともあって、やや時間が足りなくて決着できなかった面もある。

現状でも非常に悩ましいところがあり、具体例を挙げると、フリーペーパーは「広告
業」なのか、それとも「新聞・出版業」なのかとか、インターネットを介した諸々の広
告コンテンツを作成している活動、あるいはそこをサポートしている活動等は「インテ
ルネット付随サービス業」と非常に類似した要素があるのではないかと、その区分が
非常に難しくなっていることは確かである。その点については、今後の部会で検討
したいと思うが、ぜひこの審議会でもよい知恵をいただけたらと期待している。

美添会長) これは次回、引き続きお願いする。

余り時間もないが幾つかお尋ねしたい。まず、「教育、学習支援業」の中で、「教
育」と「娯楽」については今後の検討をぜひ続けてほしいが、1つ、大学入試センター
に関連して検討をされているということだが、これはぜひ国際基準も教えていただきたい。
アメリカでこれに相当するETS (Educational Testing Service) という機関が
あるが、これは日本でも、例えばTOEFLなどはここで受けている。一方で、このE
TSはアメリカの大学受験、大学院受験の一般試験をやっている。これは、明らかに対
個人サービスである。大学はそれを利用するけれども、受験希望者はその結果を好き
なところに報告する。日本が今後どうなるのかよく分からないが、国際的な比較を願
いしたい。

それと、私の理解が正しいかどうか分からないのだが、サービス業の分割の中で、自
動車販売と修理が特掲して議論されたという報告があったが、従来、自動車販売と同時
に修理も行っているとき、修理が多ければサービス業だったと思う。それが、今、特に
問題にされているということなのか。

舟岡委員) 実態がどうなっているかを次回以降に報告していただいて、その上で少し議論するこ
とになっている。

美添会長) そのほか、本社等を各中分類で小分類を設けることは原則賛成されたということだが、
これは今回の分類の目玉になるような重要な方針で、審議会としても大賛成だと思う。
ただ、中分類の中に必ずしも本社等の機能がないものがある、そこを検討するという
ことだが、中分類を検討するといっても、100未満であるから、それほどの手間はかか
らないだろう。具体的にどんな分類で本社等の機能がないのか。

舟岡委員) 例えば、公務については設けようがない。本社というからには、会社組織のもとでの
活動がその産業の中に存在し、分類されるような場合には設けられるでしょうが、学校
教育については、会社組織の形態があったとして限られているので、設けることが適
当か否かを判断する必要がある。個別に検討していくと概念上立ち得ない、あるいは、あ
っても非常に少ないというケースが出てきた場合について、設けることの妥当性を検討
することが必要となります。

美添会長) 公務の例で分かるけれども、学校教育については、そうでもない例があるのではないか。

舟岡委員) あります。

美添会長) 時間をかけて除外した中分類で実際に出てきたときに、どこに分類するのだろうか。手間暇をかけただけのメリットがあるのかどうか、今後の検討で経過の報告をお願いしたい。

それともう一つ、飲食サービスの名称の変更で「持ち帰り・移動店舗型」の「移動店舗型」という表現は要らないという説明であった。従来屋台は自宅が事業所になるということだったが、今度は屋台であっても何であっても、持ち帰りなのか、その場で食べるのかを基準にして分類する。だから、自動車で回ってお弁当を販売するという例が移動店舗だと思うのだが、その場でいすで食べさせると移動ではない。要するに、持ち帰りか、その場で食べるかということを中心に分類したいわけで、屋台かどうかは問題ではない。そういう理解でよろしいか。

舟岡委員) そのとおりである。

美添会長) 昔の資料だと、屋台の数は幾つかあった。

舟岡委員) なかなか難しいところがあると思うが、屋台といっても、絶えず決まったところで飲食サービスを提供しているケースもあるし、屋台的な外構えをしながら、実態はそこにずっと固定されているようなケースもあって、そういう場合だと、統計上補足できると思うが、常日ごろ移動しているケースだと、現行の産業分類では自宅を事業所とみなすということで、自宅に調査に行かないとなかなかとらえられない。これをとらえることができるのは、世帯を対象とした国勢調査のような調査においてなら可能であるが、屋台の飲食サービス業のレベルまで国勢調査ではタッチしないので、その実態はなかなかとらえることは難しいだろうと思う。

美添会長) そういう視点で今回の整理になったということか。

ほかに質問等はあるか。来月も引き続き報告があるので、この件については以上で終了とさせていただきます。

続いて、もう一つの報告がある。

5月28日に、第83回鉱工業・建設統計部会、第134回運輸・流通統計部会及び第88回企業統計部会、この3つの合同部会が開催された。議題は、平成21年経済センサス(仮称)試験調査(案)についてである。この議論についての報告を、引き続き、舟岡委員から願います。

舟岡委員) 資料1の7ページにある、第83回鉱工業・建設統計部会、第134回運輸・流通統計部会及び第88回企業統計部会の合同部会の結果概要をご覧いただきたい。

この3部会合同部会は5月28日に開催され、3つの部会のいずれかに所属されている委員の方々に加えて、オブザーバーとして統計審議会の委員の方にも出席をお願いした。こういう合同部会においては、そこに出席する委員の中でもっとも委員歴の長い者が座長を務めるという慣習があるようで、その慣習に従って、私が座長を務めた。

その3部会合同部会は、平成21年経済センサス(仮称)試験調査(案)について、これが軽微な事項に該当するか否かの検討を行うものである。結果概要に従って、ポイントについて報告する。

最初に、合同部会開催の趣旨、経緯について事務局から説明があった。その概要は、7ページの冒頭に記されている。通常、試験調査については、軽微な事項として処理されていたが、この試験調査を受けて実施される21年経済センサスは非常に大きな重要な統計調査であって、恐らく基幹統計に指定されることが予定されている。

さらに、21年経済センサスと一体的な関係にあって、密接不可分の23年経済センサスにおいては、既存の指定統計調査である事業所・企業統計調査、工業統計調査、商業統

計調査、そしてサービス業基本調査がそこに統廃合されることが予定されている。したがって、事業所・企業統計調査、工業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査と深くかかわっている23年経済センサスと一体的に行われる21年経済センサスの試験調査の計画が軽微な事項に該当するかどうかは慎重に検討する必要がある。そのため、統計審議会が軽微な事項と認めるものの取り扱いについて、平成13年2月16日の統計審議会で決めた約束事に基づき、関係の部会において予備的検討をお願いするという趣旨で合同部会が開催された。

趣旨、経緯についての説明の後、合同部会の議題である平成21年経済センサス試験調査の理解を促すため、経済センサスに関する検討状況等の基礎的情報について事務局から説明があり、その後、調査実施者の統計局から平成21年経済センサス試験調査について概要説明が行われた。

その後、部会の審議に入ったが、「経済センサスの検討状況を含めた総括的事項」、「調査実施計画案」、「調査票案、アンケート案」及び「その他質問事項等」の4つの事項に分けて検討を行ったので、以下、それに沿って報告する。

まず、1つ目の経済センサスの検討状況を含めた総括的事項についてである。

7ページの①についてだが、平成21年調査と平成23年調査の計画に関しての将来的な検討の場はどこになるのか、今後の課題についてどこまで検討されているのかという質問があり、事務局から、基本的には「経済センサス企画会議」で残された課題を検討することになるが、当面急いで検討する必要がある23年調査の基本的な事項については、企画会議の下に設置されている「平成23年調査実施計画ワーキンググループ」において、各省と協議しつつ検討し、本年末ごろを目途に詰めを図ることとなると思われる。一方、21年経済センサスの実施計画については、20年の春ごろに統計委員会に諮問し、審議いただくことになるとと思われるとの説明があった。

②だが、商業統計調査等の大規模周期調査は将来的にどうするのかという質問があり、経済産業省から商業統計調査については、部内の検討では標本調査化しても余り効率化が期待できず、難しい状況であると判断している。工業統計調査については、全数年を含め、裾切り調査を導入したり、あるいは裾切りの拡大について検討しているところであるが、いずれも本年度中に結論を出したいという説明があった。

③だが、それに対し、商業統計調査の標本調査化については、事業所・企業統計調査との同時実施で行われた平成11年の商業統計調査の際に、経済産業省内の研究会で検討した結果、大規模を中心にした場合、約3分の1の標本数である程度の精度が確保できるという結論が出たが、都道府県から、各県の商業店舗の活動をとらえる上で全数が必要だとの強い要望があったため、調査事項を簡素化して、商業店舗の全数を対象として事業所・企業統計調査と同時実施した経緯がある。その結果、多数の零細事業所が捕捉できたという教訓が得られた経緯もあって、標本調査化については、零細な商店の捕捉の必要性とも関連して、依然として課題として残るという意見があった。

次に、調査実施計画案についてであるが、本試験調査は、21年調査において、いろいろな調査手法を組み合わせた形で調査を実施する、いわゆるマルチモード方式による調査と、法人登記情報あるいは税務情報等の行政記録を活用して調査を実施するという、調査手法において2つの大きな変更があることを前提としている。

これに関して、①だが、電子媒体による調査のニーズ把握とあるが、どのように把握するのか、また今後どう対応するのかという質問があり、調査実施者から今回の試験調査ではフロッピーを配布してそれに記入させる方法と、それに加えてアンケートによる確認を考えていて、来年度に実施予定の本番想定試験調査ではインターネット調査を考えているという説明があった。

②だが、行政記録を活用してどのように調査対象名簿を作成するのかとの質問に対し

て、調査実施者から、調査対象地域を選定した後、その対象地域の法人登記や国税の法人名簿情報等の行政記録を活用して、既存の名簿に新たに調査対象を加えることを想定しているとの説明があった。

③だが、行政記録に基づく、法人数は登記情報で約300万社、法人企業統計調査で約270万社であるのに対して、16年の事業所・企業統計調査の会社数は約150万程度である。行政記録と調査の実績との間には大きな乖離があって、今回調査で登記情報を活用すると客体数がかなりの数増加することが予想される。これについてどう考えているのかとの質問に対して、調査実施者から現在、調査対象の選定作業中であって、どの程度の数になるかはまだ答えられる段階にはないという説明があった。

続いて、調査票案についてであるが、2つの調査票案が示されて、これについて実施者から説明があった。

まず①についてだが、親会社、子会社の定義は調査票にはないが、記入の手引上にどのように記載されているのか。事業所・企業統計調査の審議の際に、実質支配力基準はわかりにくく、報告者に理解されないおそれがあるとして検討した記憶があるが、どうなっているかという質問があった。調査実施者から、平成18年事業所・企業統計調査の審議の際にも、統計審議会と同様な指摘があったと思うが、その審議結果を踏まえて、議決権50%以上に加えて、経営を実質的に支配していることを追加したところであって、もう既にそういう記述の仕方がほかの調査でも一般的になってきているので、今回の試験調査においてもこの考え方を踏襲しているとの説明があった。

③だが、調査票のA-1とA-2の2種類に区別した趣旨、経緯は何か。それから、行政記録から追加した本社事業所の所在地がオーナー企業の社長自宅等であって、オートロックマンション内に所在している場合には、調査協力の要請が困難ではないのか。その場合にはどのように協力を取りつけるのかとの質問に対して、調査実施者から、2つの調査票を区別した理由は、本社事業所を意識させた上で会社分と事業所分を記載させる場合と、本社事業所と会社分を前半と後半で明確に区分して記載させる場合のどちらが記載しやすいか、記入漏れが少ないかを検証してみるために配り分けを行うものである。それから、登記上知り得た住所が自宅等の居所である場合には、実際に活動している事業所の所在地を調査に先立って事前に確認することとしているとの説明があった。

以上の質疑のほかに、⑤に記してあるが、常用雇用者のうちの正社員の概念は明確ではないため、企業が記載する際に混乱が生じないようにする必要があるという意見があった。

以上が調査票案についての主な意見と説明である。アンケート案については、⑥だが、アンケートの設問の仕方について、本社等では記入が難しかったもの等について、開設時期と従業者数の大きくくりで質問するようになっているが、本社において従業者の内訳である正社員は記入できても、派遣、パート、臨時雇用者等については記入しづらいことが予想されるので、設問事項についてはより詳細にした方がよい。また、調査に協力しにくい方法等については、調査員調査が協力しにくいのか、郵送調査が調査しにくいのか、オンラインが調査協力しにくいのか、という設問と、国、県、市町村のいずれが協力しにくいのか、という設問が混在しているため、客体にとって何を聞きたいのかわかりにくいのではないかと。特に、国、県、市町村のいずれが協力しにくいかについては、客体が明確に区別して回答するとは思えないという意見があり、調査実施者においては、この意見を踏まえて検討することになった。

最後に、その他質問事項等について、主な意見について紹介する。

①だが、今回の試験調査で提示された調査票は、名簿整備に重点があるとしても工場調査のイメージを払拭し切れていない。このままの調査票で、産業構造の変化に対応して経済の実態を把握するという要請に対応できるのか疑問である。23年経済センサスの

際には、整理、検討してほしいという意見が出された。

②だが、平成21年経済センサスと平成23年経済センサスの名称について、我々審議会関係者は両者の調査内容の相違を理解できたとしても、一般にはなかなかわかりにくいので、いずれ名は体をあらわすように名称を検討した方が良いとの意見があった。

以上の検討を踏まえ、合同部会としては、本試験調査を実施する必要性は認められ、その計画の内容についても目的に照らして大筋として妥当なものであるとした。

それから、平成21年経済センサス及び平成23年経済センサスに関連して、統廃合が予定されている事業所・企業統計調査、工業統計調査、商業統計調査、そしてサービス業基本調査との関連はあるが、これらの調査との関係は今後において整理すべきである。以上のことから、本件については軽微な案件として取り扱うことが妥当であるという整理を行い、合同部会の結論とした。

なお、本試験調査については、合同部会での意見等を踏まえて、調査実施者である統計局において所要の修正を行い、経済統計審査官室との間でさらに十分な調整を図ってほしいとの要望があった。

合同部会の結果概要についての私からの報告は以上である。

美添会長) 今の報告について質問、意見等はあるか。委員は合同部会には全員出席をしていただいたので、内容についてはおわかりのことと思う。

各省の方、何か発言があるか。特段、質問はないようなので、部会報告はここまでとする。

(2) その他

美添会長) 次に、報告事項に移る。平成19年5月に関しては指定統計調査等について、軽微な承認案件として処理したものはなかったという報告を受けている。

それから、資料のとおり、統計報告の徴集について総務大臣が承認した旨、報告があった。この内容については後ほど確認をお願いする。

予定された議事は以上のとおりである。ほかに質問、発言等はあるか。

以上をもって、第650回統計審議会を終了する。

— 以上 —